

3月定例教育委員会会議録

1、開会年月日 平成30年3月15日（木）

2、閉会年月日 平成30年3月15日（木）

3、出席委員氏名

名倉 幸子 前川 喜太郎 田中 久善
西畑 敦司

4、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

教 育 長	森 継 隆
事 務 局 長	仲 谷 俊 充
事 務 局 参 与	西 本 宣 康
事 務 局 次 長	岡 本 匡 史
事 務 局 次 長	吉 岡 昌 則
教 育 総 務 課 長	西 岡 昭 人
生 涯 学 習 課 長	嶋 崎 博 康
文 化 財 課 長	松 本 洋 明
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	西 田 智 也
教 育 総 務 課 庶 務 係 長	土 田 裕 彦

5、会議に付した議案の件名

日程第1 教育長報告

日程第2 議題 第5号 天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について

(案)

第6号 天理市教育委員会事務局組織に関する

る規則の一部を改正する規則について
(案)

日程第3 報告 「古代豪族の里を巡る歴史探訪ツアー」に
ついて

6、会議の経過議題

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時25分

1 教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから3月の定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は、前川委員と西畑委員をお願いいたします。

それではまず、日程第1、私からの報告をさせていただきます。

レジメの2ページをお願いします。

3日は櫛本校区はにわ祭りに行かせていただきまして、そこでまた少年の主張ということで、小学生の子の主張の作文、入選作品ですがまた聞かせてもらいました。盛大に地域で取り組んでおられて、いい取り組みだなと思っております。

次に4日は、県主催の「地域と共にある学校づくり」ということで、天理市が勧めている地域パートナーシップの取り組み、各校区からポスターセッションを出してもらいました。高校からもポスターセッションに参加してくれておりまして、発表では香芝北中学校の取り組みの報告がありました。

続きまして10日に、不登校を考えるつどいが教育総合センターで行われた講演会に行かせてもらいまして、今年度は関学の山本健治先生の講演でした。そこの印象に残っているフレーズですが、
「不登校というものは、誰にでも起こり得るものだ」という考えをしておかないといけないということと、原因を探ってそれを除去するという発想は、余りなじまないのではないかとおっしゃっていました。
また、子どもたちが自分から動くようになるまで待つ姿勢も大事ですよという、そういう講演の内容でした。

それからあとは、11日の建国記念日には、福住氷まつりに参加さ

せてもらいました。

そして13日の奈良県学力向上フォーラムでは、報告と奈良教大の先生の講演があったわけですが、ここでも我々も取り組んでおります授業中の目当て・振り返りを大切にしていこうというものと、あと授業の公開授業をするとか、それを見に行くというときに、見る視点、そういうものを絞っていくとか決められたらどうですかというようなことを学んでまいりました。

それからあとは、19日の総合教育会議は、どうもありがとうございました。

月末には、奈良県教育サミットというものに参加しまして、今回のテーマは「就学前教育」というもので、そこで奈良教育大学の先生の講演で、実際に幼稚園で行われている、私学の幼稚園ですが、そこでの授業のDVD、映像を見せてもらいまして、それでその幼稚園教育の視点やどういうふうに担任の先生は動かれたとか、そういう説明を聞かせてもらいました。

同じテーブルは河合町、田原本町、王寺町、生駒市、天理市で、それで取り組みについて、天理市からはアプローチプログラムとスタートプログラムについて、報告をさせてもらいました。

以上が2月の私の報告になりますが、何かご質問ございますか。

よろしいですか。次にいかせてもらってよろしいですか。

日程第2、議題に入らせていただきます。議題第5号、天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（案）の説明を事務局に求めます。

西岡課長、お願いします。

1 教育総務課長

では議題第5号、天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（案）の説明をいたします。これは今回の機構改革により、生涯学習課生涯学習係の業務を市長部局の職員に補助執行するために定めるものでございます。

読み上げにより説明にかえさせていただきます。

天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（案）
（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

（補助執行）

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関である職員のうち、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。

（専決）

第3条 前条の規定により教育委員会の事務を補助執行する場合において、補助執行する職員は、天理市事務処理規程に定めるもののほか、天理市教育委員会事務処理規程の例により所管に係る事項を専決することができる。

2 補助執行する職員は、前条の規定により補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要かつ異例であると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければ

ならない。

4ページを見ていただきますと、補助執行させる事務というのが別表のとおりに書かれております。

補助執行をさせる事務につきましては、生涯学習の総合企画及び推進に関する事。生涯学習の調査研究に関する事。生涯学習に係る各行政部門の総合調整に関する事。生涯学習の啓発に関する事。生涯学習推進本部に関する事。生涯学習団体の育成及び支援に関する事。公民館の整備計画及び総括管理に関する事。

以上でございます。

1 教育長

ありがとうございました。

今、説明がありましたが何か質問はございますか。幾度か説明はさせていただいたわけですが、規則として見ていただいているわけですが、質問ございませんか。

1 西畑委員

別表を改正する場合の手続はどうなっていますか。

規則の改正と別表の改正の処理、手順、決定に関しての権限というものは、同レベルですか。別表だけランクが下がるとかいうことはありますか。

1 教育総務課長

これは新たに制定される案でございますので、この本条と別表は同時に制定されます。

1 西畑委員

改正の場合は、一体として改正されるということですか。

1 教育総務課長

はい。これは新たに制定する部分でございますので。

1 西畑委員

はい、そのようですね。

1 教育長

よろしいですか。

1 西畑委員

はい。

1 教育長

ほかにございませんか。

議題第5号、天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（案）を承認することといたします。

続きまして、議題第6号、天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則（案）の説明を事務局に求めます。

西岡課長、お願いします。

1 教育総務課長

それでは議題第6号、天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則（案）の説明をいたします。

これも今回の機構改革により、生涯学習課、生涯学習係のほうを市長部局の職員に補助執行させることに伴い、変更するものでございます。

新旧対照表にて説明をいたします。9ページをご覧ください。

現行は、学校教育課が指導係、学務係となっておりますが、これが今回の機構改革により、まなび推進課の学務係、指導係、地域学習係

の3係になります。

地域学習系の事務は読み上げにより、説明にかえさせていただきます。

地域学習係1、社会教育の基本計画及び総合調整に関すること。2、社会教育委員に関すること。3、社会教育指導者の養成に関すること。4、社会教育関係団体の育成に関すること。5、成人及び青少年の教育に関すること。6、社会教育に関する調査及び統計に関すること。7、社会教育広報に関すること。8、視聴覚教育に関すること。9、視聴覚ライブラリーに関すること。10、視聴覚教材器具の貸出しに関すること。11、教育キャンプ場の管理及び運営に関すること。12、バスの使用に関すること。以上の12になります。

それとなお、指導係でございますが、業務のうち5番、学校における人権教育推進に係る関係諸団体の連絡調整に関することでございますが、その中で関係諸団体を関係機関及び関係団体に変更いたします。

今14番の学校における人権教育に係る資料の収集、整備及び利用に関することを6に変更いたしますので、以下が順次繰り下がってきます。

以上が今回の規則の改正案になります。以上です。

1 教育長

ありがとうございました。

今、変わるところだけの説明をしていただきました。新旧対照表を見たら、学務係と指導係で順番が決まってありますね。違いましたか。学務係を先に書くわけですね。ですので、以前は指導係が先でした。

1 田中委員

なぜ学務係が先で、何か理由があるのですか。

1 岡本事務局次長

例規上で課の庶務を担当してる係を一番最初に書くという、それだけの話です。

1 田中委員

例規によるということですか。

1 岡本事務局次長

そうです。決まりがあります。法の決まりです。

1 田中委員

なるほど、わかりました。

1 教育長

ほかに何か質問ありますか。

田中委員、お願いします。

1 田中委員

先ほど、学校における人権教育推進に係るというのがあったのですが、どこがどう変わったのか、また諸団体がなぜそうなるのか、もし理由があれば教えてください。諸団体って意味がよくわかりません。

1 教育総務課長

関係諸団体というのが今。

1 田中委員

どこにあるのですか。

1 教育長

5です。5がもとがあったんです。

1 教育総務課長

原稿の関係で。

1 岡本事務局次長

新旧対象表の9ページ。右側の5です。

1 田中委員

関係機関団体の、はい。

1 教育総務課長

これを今回、関係機関及び関係団体。その文言だけを変えさせていただきました。よりわかりやすくといいますか、諸団体というのを
変えさせていただきました。

1 教育長

つながっているのを分けたということですね。

1 教育総務課長

はい。

1 田中委員

なるほど。

1 教育長

諸団体じゃなくて、関係機関団体と書いてあります。

1 田中委員

関係機関団体が関係機関及び関係団体と、こういうふうに変えた。

1 教育総務課長

はい。

1 田中委員

そういうことですね。

1 教育総務課長

はい。

1 西畑委員

指導係の部分で、現行の 1 4 を 6 に繰り上げた理由を教えてください。

1 教育総務課長

ここは人権教育関係をそこで。

1 西畑委員

まとめたということですか。

1 教育総務課長

はい。そうです。

1 西畑委員

わかりました。

1 名倉委員

新旧対照表で、地域学習係の文言の中が、旧の分は 1 2 の教育推進係の分が、1 1 ページの新しい地域学習係になっているんですね、これ。1 2 ページの旧の教育推進係 1 から 1 2 の中で、新しい 1 1 ページの地域学習係になっていると思うのですけれども、その旧の分の（2）で社会教育における人権教育推進に関することというのが、新しいところに入っていないのですが、この文言が。これはこの理由を教えてくださいたいと思います。

1 生涯学習課長

この部分は人権センターとか、そちらのほうに移行をしておりますので。

1 名倉委員

今回、この2番。旧の(2)を外したということになりますか。

1 生涯学習課長

そうですね。人権センター等に移行しておりますので、そちらのほうにあります。あと識字学級であったり、集会所の管理とかそのあたりも移行しておりますので、その分は抜いております。

1 名倉委員

わかりました。ありがとうございます。

1 教育長

バスの使用に関することが入っているね。

1 名倉委員

入っておりますね。

1 教育長

質問はよろしいでしょうか。議題第6号、天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正する規則は承認することといたします。

それでは報告で、日程第3、「古代豪族の里を巡る歴史探訪ツアー」について、文化財課から報告をお願いします。

文化財課長、お願いします。

1 文化財課長

報告の文化財課、「古代豪族の里を巡る探訪ツアー」ということで文化財課から報告させていただきます。

資料は13ページをご覧ください。これは探訪ツアーのコースが書いてあります。

この事業は、財政課がふるさと納税の応援寄附金の中での事業で、文化財課と連携してやっているものですが、その中の3万円の応

援寄附金を受けたお礼の中に、「古代豪族の里を巡る歴史探訪ツアー」というものがありまして、それを募集されて来られた方を迎え入れて、天理市内を文化財課が山の辺号に乗せて、いろいろ古墳巡りをさせていただくという、そういう企画で財政課と3月11日、日曜日に行いました。

参加者、募集応募がありましたのは13人ございまして、当日1人のキャンセルがあったんですが、その12名のうち、東京方面から来られていた方が6名、それから関西方面は3名、それから名古屋方面から来られた方が2人、それから四国から来られた方が1人、そういう構成で遠方から来られて、その中で関東方面の方だと思いますけども、3人ほどは2年前にも、これに参加していただいて、そのときは古代豪族ではなくて、ヤマト王権だったんですけど、それに来られて、また今回参加していただいたという、そういう格好になります。

コースですけども、山の辺号で走るんですけども、最初に文化センターの1階の展示室へ皆さんをお連れして、そこで担当の者がこの巡ります古代豪族のお話を、スライドを通して見て感じていただいて、それでまたその部屋は、数日前からお借りしておいて、史跡赤土山古墳から出ました大きなはにわを、五、六点ほど用意しておりまして、実際に直に見ていただきながら説明をして、体で感じていただいて、昼からバスに乗って柚之内方面古墳群、それからそのあと、櫛本方面の古墳群ということで、柚之内方面は物部氏、櫛本方面は和邇氏という、そういう設定で現地を見ていただいて、楽しんでいただいたということになります。

来ていただきました皆さんには、去年までは実は成人式に使うて出

しておりました残りのネクタイピンなどがありました。三角縁神獣鏡のネクタイピンとかがございましたので、ネクタイバッチとか。それを以前はお配りしていましたが、今回は2度目の参加者がおられるというのがわかりましたので、同じものは配れないということで、急遽、鏡づくりの鑄造体験用の鑄造鏡を13点用意しまして、それを記念品でお持ち帰りいただいて、楽しんでいただいたということになります。

少ない人数でいろいろ巡りますので、準備等不行き届きもあったかもしれませんが、またその辺の反省をいろいろ修正しまして、来年もこのツアーで財政課と連携して対応していきたいと思います。

以上でございます。

1 教育長

ありがとうございました。

何か質問ございますか。

1 西畑委員

ちょっといやらしい話ですけど、これは収支はどうなっていますか。

かかる費用というところは。

1 文化財課長

収支ですか。

1 西畑委員

はい。

1 文化財課長

収支のほうは、文化財課のほうから何か出費しているとしましたら予算上、鑄造体験の鏡を13、実際12でお渡ししたということになりますけども、それは一応参加者用で、実際、鑄造体験に参加してい

ただく方には、補助金でやっている分は400円でしたけれども、1枚800円となりますから、その分の12枚分の金額はかかったことになるかと思えます。

1 教育長

よろしいですか。

1 西畑委員

はい。

1 教育長

それではこれもちまして、本日の定例教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時25分